

令和6年度 第4回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和6年度第4回農業委員会総会日程表

日 時 令和6年7月8日（月） 午後1時30分～

場 所 J A うま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 藤 信

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 承認第1号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第8 諮問第1号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（17名）

- | | | | |
|----------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 3 森川雅之 | 4 石川光男 | 5 押条和司朗 |
| 6 尾崎之隆 | 7 池田忠志 | 8 篠永賢二 | 9 星川俊夫 |
| 10 河村久仁彦 | 11 坂上 宏 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 村上佳清 | 17 寺尾悟志 |
| 18 則友祝幸 | | | |

出席農地利用最適化推進委員（22 名）

2 石 川 茂	3 山 下 宏 二	4 星 川 久 和	5 高 橋 忠 明
6 佐 藤 保 之	7 宇 高 勉	8 鎌 倉 静 夫	9 竹 本 正 行
10 喜 井 仁 志	11 村 上 紘 一	12 石 川 繁	13 紀 井 正 明
14 受 川 清 男	15 三 好 昇	18 伊 藤 浩 一	19 萩 尾 博
20 高 橋 秀 典	21 越 智 寧	22 近 藤 良 啓	23 河 村 嘉 男
24 竹 内 正 篤	25 鈴 木 敏 也		

出席した職員

事務局長	森 實	大 次 長	三 宅 栄 一	次 長	石川みちる
係 員	藤 田 兼 弥				

第4回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和6年7月8日(13:30～)
JAうま経済センター2階 会議室

局 長 みなさん、ご起立願います。

局 長 「礼」 ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

議 長 只今の出席委員数は、17名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第4回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

19番 石川 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

1番 脇 委員

16番 合田 委員

17番 鈴木 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

16番 村上 委員、17番 寺尾 委員 を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、
を議題といたします。

議 長 報告を求めます。石川 次長

石 川 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和6年5月16日解約。

番号2の案件については、令和6年5月22日解約。

番号3の案件については、令和6年4月12日解約。

番号4の案件については、令和6年5月30日解約。

番号5の案件については、令和6年5月31日解約。

番号6の案件については、令和6年6月3日解約。

以上、6件の解約通知がありましたので、報告します。

議 長 以上で、報告を終わります。

議 長 日程第3、承認第1号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する
法律第3条第1項の規定による承認について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、承認第1号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する
法律第3条第1項の規定による承認について」説明いたします。

地方自治体又は農業協同組合等が貸し手となり、農業に親しむことを目的として区画割りした農地を「市民農園」として借りる場合、貸付対象農地につきましては、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」の規定に基づき、農業委員会の承認を求めることとされています。

番号1の案件については、申請者のうま農業協同組合と農地所有者の間で3年間の使用貸借契約することについて、農業委員会に承認を求めるものがあります。申請地は、令和3年8月5日から令和6年8月4日までの3年間

の期間で貸し付けを行っており、今回は引き続き3年間の貸し付けを行うための承認申請になります。

農業委員会の承認後、うま農業協同組合が貸し手となり、その農地の利用を希望する住民へ貸し付けを行うこととなります。

なお、「特定農地貸付規定」の承認するための要件を満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

議 長 質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 承認第1号、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認について」、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、承認第1号は、承認することに決しました。

議 長 日程第4、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。藤田 係員

藤 田 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、贈与による所有権移転です。規模拡大のため申請するもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。規模拡大のため申請するもので、許可後は里芋等の栽培を予定しています。

番号3の案件について、売買による所有権移転です。規模拡大のため申請されたもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号4の案件について、売買による所有権移転です。規模拡大のため申請されたもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号5の案件については、贈与による所有権移転です。受人は、本申請で新たに農地を取得する新規就農者であるため、5月16日に地元農業委員とヒアリング及び現地確認を行いました。許可後はアボカドの栽培を予定しています。

番号6の案件については、売買による所有権移転です。受人は周辺農地を耕作しており規模拡大のため申請されたもので、許可後は水稻、里芋、野菜の栽培を予定しています。

番号7の案件については、贈与による所有権移転です。経営規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号8の案件については、贈与による所有権移転です。許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号9の案件については、贈与による所有権移転です。許可後は野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があればよろしくお願いします。

議長 番号1番について、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 続まして2番

委員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 異議ありません。

議長 5番

委員 申請者は新規就農者であるため、5月16日に申請者のヒアリングと現地確認を行いました。

申請者は自宅や自身が勤める会社の敷地内において、アボカドの栽培経験があり、今後は、申請地を活用し、拡大して栽培を行い、出荷も考えています。農機具については、トラクターや耕うん機は借用しており、その他必要な農機具も購入または借用を予定しています。また、近隣農地での栽培状況も現地で確認しました。近隣農業者や地元土地改良区とも話し合い、協力して営農を継続していく意思を確認しました。異議ありません。

議長 6番

委員 異議ありません。

議長 7番

委員 異議ありません。

議長 8番

委員 異議ありません。

議長 9番

委員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第5、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三宅 次長

三 宅 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は農産物の生産・加工をしている法人ですが、事業拡大に伴う、現在の事業関連地に隣接する申請地での農業用倉庫、資材置場及び駐車場の建設で、申請地は、農用地区域内農地ですが、農用地利用計画に定められた用途に供するため、やむを得ないと思われれます。

なお、申請地の一部は既に造成されているため、始末書が提出されています。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第6、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 次長

石 川 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は5件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、現在家族と借家住まいですが、子どもの成長に伴い手狭になったため、生活環境が良好な申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号2の案件について、受人は、現在アパートに居住しておりますが、子供が生まれ手狭になってきたため、祖母が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われれます。

番号3の案件について、受人は、自身が務める法人の既存資材置場が手狭になったため、申請地を譲り受け、法人へ貸与するための貸資材置場建設で、申請地は隣接地と一体的な同一事業を目的とした既存施設の拡張であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は紙の製造販売等を営む法人で、海外にある下請会社の社員を研修生として受け入れています。宿泊施設がないことから短期間の研修となっているため、長期間の研修を行う際の滞在施設として、申請地を譲り受けての研修生宿泊施設建設で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は、現在賃貸住宅に住んでいますが、子供が生まれ手狭になってきたため、生活環境が良好な申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、第3種農地でありやむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5 番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 3 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第 3 号は、「異議なき旨の意見」とし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第 7、議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 藤田 係員

藤 田 それでは、議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号 1 から 4 すべて再設定ですので、内容については省略します。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより質疑にはいります。

議 長 番号 1 から 4 番の再設定について質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 4 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障なき旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を

求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、「支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第8、諮問第1号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、を議案といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、説明いたします。

番号1について、申出者は専業農家で、申出地には、令和5年2月に用途変更により事務手続きが完了している農業用施設が30年以上も前から建てられております。当時から1階を農作業場兼倉庫、2階を生活スペースとして利用しておりましたが、申出地は隣接地と一体利用されているため、農家住宅として農振農用地から除外したうえで農地転用許可を受ける必要があることから、これからも農家住宅として利用していくため除外申請を行うこととなりました。土地選定は効率的、経済的な面を考慮し、申出者が所有する土地の中で検討しましたが、申出地以外に条件に合う土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

番号2について、申出者はグループホーム等を運営する社会福祉法人ですが、利用者が居住している二か所の賃貸住宅の屋根が強風により損壊したため家主へ相談した結果、建物の取り壊しが決まったため、居住先の確保が急務となりました。申出者の所有地において検討しましたが、建築できる敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について、質疑はありませんか。

委 員 特に異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見」について、「変更しても支障なき旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「変更しても支障なき旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

委 員 (「特になし。」との声)

議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第4回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 （ 14 : 03 ）

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高橋 藤 信

委 員 村 上 佳 清

委 員 寿 尾 悟 志